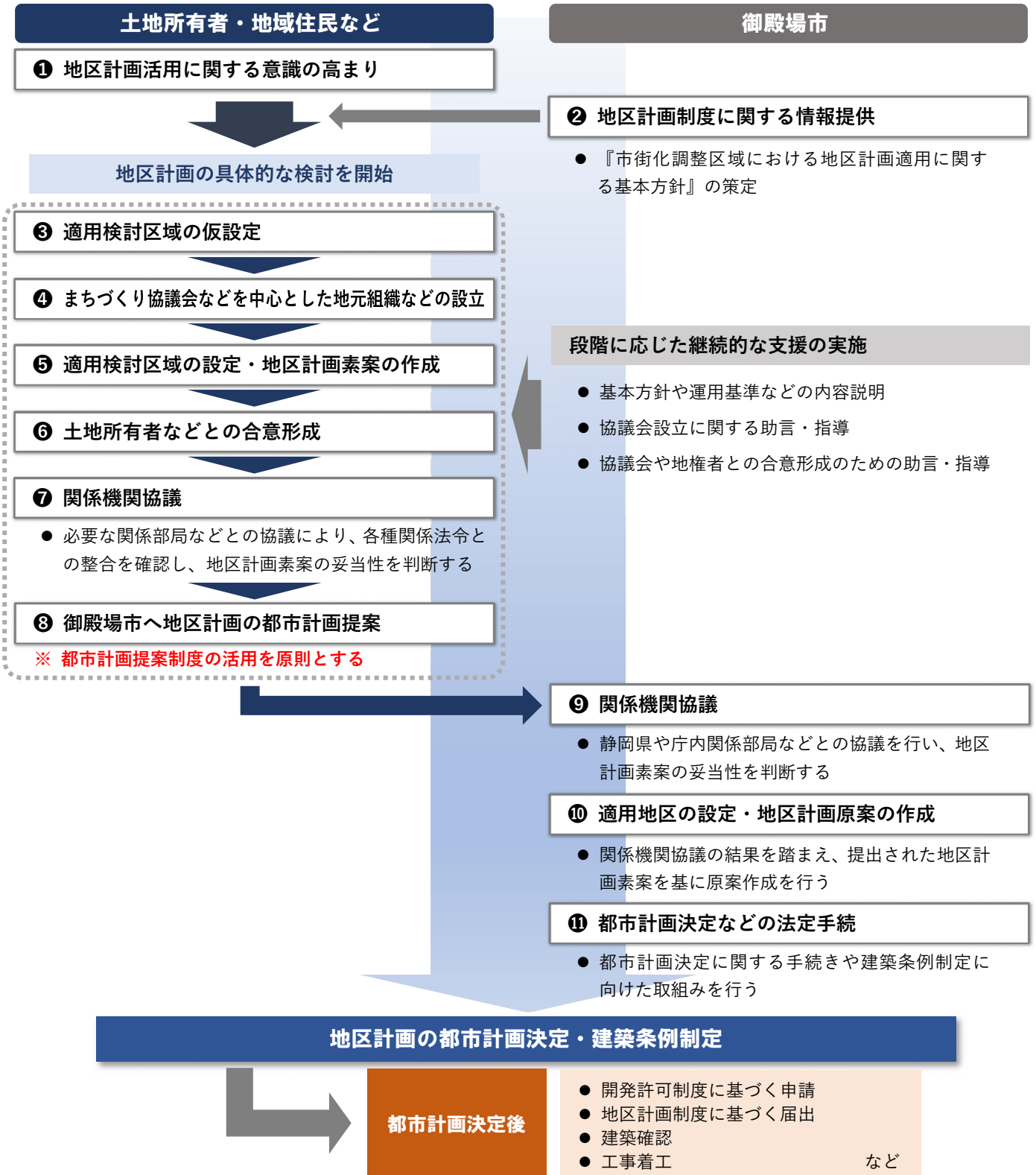


5-1. 地区計画策定までのプロセス

地区計画の都市計画決定までの全体プロセスは以下の通りです。

地区計画の類型や提案内容により異なりますが、⑩適用地区の設定・地区計画原案の作成から⑪都市計画決定などの法定手続きまで、概ね1年の期間を要します。

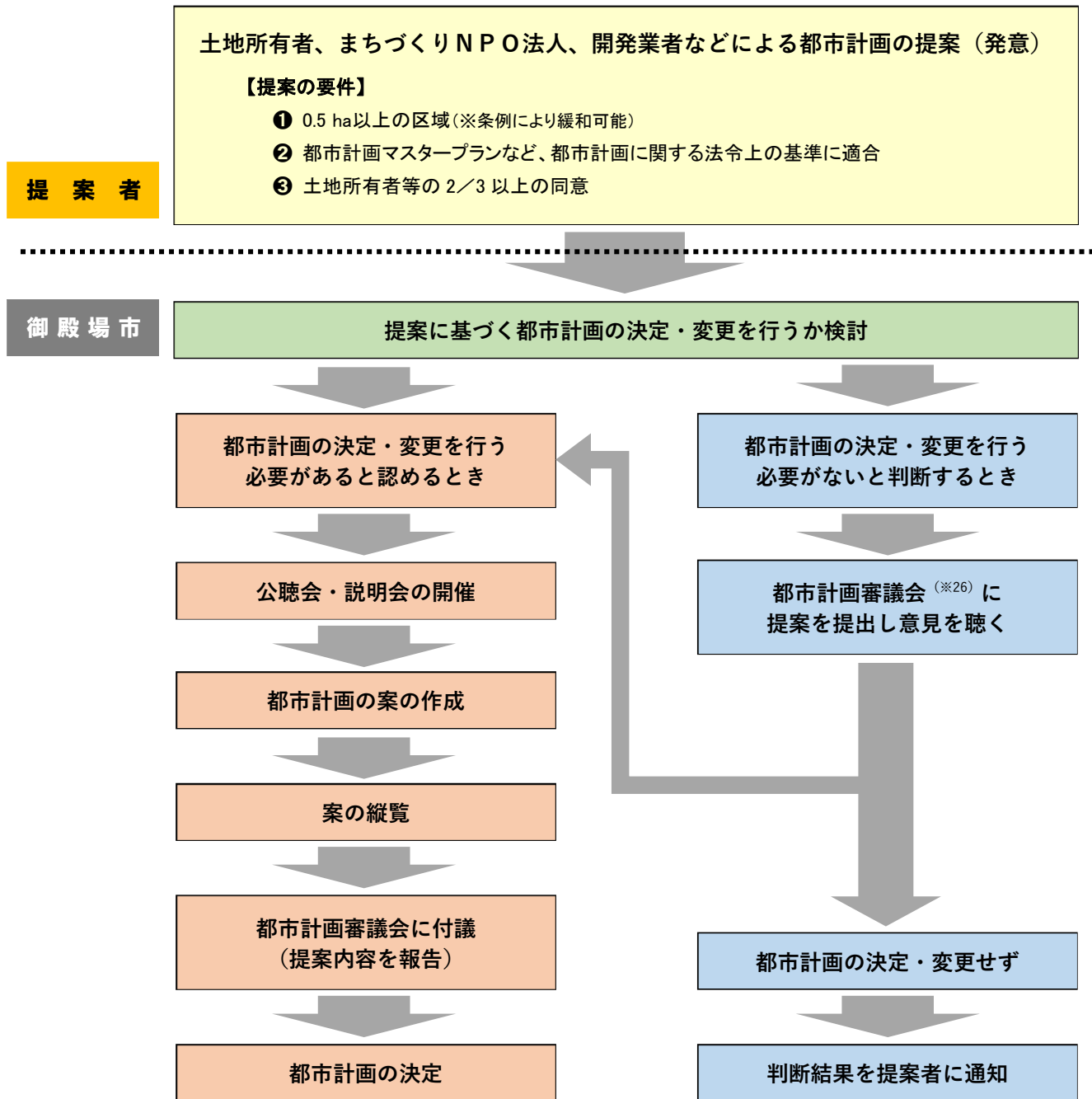
<地区計画の都市計画決定までの流れ>



5-2. 都市計画提案制度の概要及び手続き

都市計画提案制度は、平成14年（2002年）の都市計画法改正により創設されたまちづくりの仕組みです。土地所有者やまちづくりを目的として創設されたNPO法人などが一定の条件を満たしたもとで、都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度であり、本市では、協働のまちづくりを推進する有効な手段として位置付けています。

<都市計画提案制度の一般的な流れ>



（※26）都市計画法第77条の2により定められた、その権限に属させられた事項及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるために設置することができる機関。

◆ 御殿場市における都市計画提案制度の手続きについて

本市では、「御殿場市都市計画提案制度の手続きに関する要綱」を定めており、以下に示す条件を満たす場合に計画提案を行うことができる。

i. 計画提案者

- 提案する区域内の土地所有者等
- まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする NPO 法人
- 一般社団法人もしくは一般財団法人、その他営利を目的としない法人
- 独立行政法人都市再生機構
- 地方住宅供給公社
- まちづくりの推進に関して経験と知識を有する団体

ii. 計画提案に関する要件

- 計画提案の対象となる区域は 0.5 ha 以上の一団の土地であること
(※本市における地区計画に係る計画提案の対象となる区域は 0.3 ha 以上の一団の土地とする)
- 都市計画法、その他法令に基づく都市計画の基準に適合すること
- 提案する区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていること

iii. 計画提案の提出書類

- (1) 都市計画提案書
- (2) 都市計画の素案説明書
- (3) 位置図 (縮尺 10,000 分の 1)
- (4) 計画提案の区域その他必要な事項が記載された図面 (縮尺 2,500 分の 1)
- (5) 計画提案の区域に係る公図の写し (交付後 3 月以内のものに限る)
- (6) 計画提案の区域に係る土地の登記事項証明書等
- (7) 計画提案が都市計画法、その他の法令に基づく都市計画の基準に適合することを証する書類
- (8) 周辺環境等の影響へ配慮した事項に関する報告書
- (9) 計画提案の区域に係る土地所有者等一覧表
- (10) 土地所有者等の同意書

など

【参考】「市民協働のまちづくり」について (御殿場市都市計画マスタープランより抜粋)

御殿場市都市計画マスタープランに基づいた事業の推進については、市民に開かれた行政を目指し、積極的に都市計画に関わる情報を公開し、市民、企業、行政が一体となったまちづくりが必要です。

まちの骨格となる道路、河川などの都市基盤や施設整備については、行政が主体となって市民や企業の参加によるまちづくりを行う必要があります。また、生活環境や住環境など身近な暮らしの環境については、市民や企業の皆さんが主体となり、自分たちのまちを自分たちで良くしていくまちづくりが重要です。

まちづくりに関わる市民、企業、行政が、それぞれの役割に応じた連携・協働によるまちづくりを推進し、将来都市像の実現を図ります。

<協働によるまちづくりの役割イメージ>

